

墨田区告示第 170 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、墨田区会計事務規則（昭和 39 年墨田区規則第 8 号）第 42 条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

墨田区長 山 本 亨

1 指定納付受託者の住所及び名称

東京都千代田区二番町 8 番地 8

株式会社セブンドリーム・ドットコム

2 指定納付受託者に納付させる歳入

墨田区立学校施設使用条例に規定する学校施設使用料

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで